京王ポイントサービス参加店規約

本規約は、京王電鉄株式会社が、株式会社京王パスポートクラブ（以下「運営会社」という。）に委託して実施するポイントサービス事業（以下「本事業」という。）の円滑な運営を図ることを目的として、本事業に参加する者（以下「参加店」という。） が遵守すべき手続き・方法等について規定するものです。
参加店としての登録を希望する者（以下「参加店希望者」という。）は、本規約に同意のうえ、運営会社に対し、参加店登録を申し込む必要があります。参加店希望者が参加店登録を申し込んだ場合、本規約に同意したものとみなします。

第１条（定義）

1 「参加店」とは、京王グループ以外で、本規約の各規定を遵守することを確約したうえで、運営会社の同意を得て、本事業の一員として加わる法人、個人または団体のことをいいます。
2 「申込者」とは、第５条各号に規定するカードの発行を申請する個人をいいます。
3 「会員」とは、第５条各号に規定するカードの発行を申請し、運営会社が入会を許可した個人をいいます。会員は、第８条、第９条により生じる経済的利益を享受できるものとします。
4 「京王ポイント」（以下「ポイント」という。）とは、会員が参加店において商品購入およびサービス等を利用した場合に参加店が当該会員に対して加算する、会員毎に定められた所定期間において積立可能な特典をいいます。
5 「ポイント利用」とは、会員が保有するポイントの一部または全てを、参加店での支払い等に充当することをいいます。
6 「ポイント端末」とは、参加店に設置される運営会社のカード読取機器をいいます。
7 「ポイントアプリ」とは、ポイントの加算等を行うためのアプリケーションソフトウェアをいいます。
8 「個人関連情報」とは、商品購入履歴やサービス利用履歴など、それだけでは個人情報には該当しないものの個人に関する情報をいいます。
9 「お客様番号」とは、第５条第１号に定める京王パスポートカードのクレジットカード番号とは異なり、第５条各号に定める全てのカードに付番され本事業で使用する会員番号をいいます。お客様番号はポイントサービスの利用その他各種のお問合せの際に使用するものとし、個人関連情報に該当します。
10 「従業員等」とは、役員・職員・契約職員・準職員・アルバイト・派遣ならびに出向従業員等であって、組織内において直接または間接に指揮・監督を受けて業務に従事する者をいいます。

第２条（参加店の登録）

1 参加店希望者は、本規約を理解し、承諾の上、所定の京王ポイントサービス参加店申込書に必要事項を記入の上、運営会社へ提出することにより参加店登録を申込むものとします。参加店希望者は、運営会社に対して、申込み時に提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
2 参加店希望者が前項の申込みをした場合、運営会社は、参加店の登録審査を行ったうえで、当該参加店希望者に対して、登録の可否を通知します。
3 運営会社と参加店との間の契約は、運営会社が前項に従って参加店登録を承諾したときに成立するも

のとします。

4　参加店は運営会社による参加店登録後、第 1 項に従い提供した情報について変更がある場合は、速やかに、運営会社が指定する方法により、変更後の情報を運営会社に対し通知するものとします。

第３条（表明・保証）

参加店は、運営会社に対し、参加店登録日時点および本規約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

（1）行為能力

参加店は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること

（2）社内手続

参加店は、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること

（3）適法性等

本規約を参加店が締結し、または参加店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、参加店に対して適用のある一切の法令、参加店の定款その他の社内規則に抵触せず、参加店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと

（4）有効な契約

本規約は、これを締結した参加店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること

（5）非詐害性

参加店は、現在債務超過ではなく、参加店が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、参加店の知り得る限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと

（6）提供情報の正確性

参加店が、本規約の締結にあたって、運営会社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て運営会社に提供されていること

第４条（禁止事項）

1　参加店は、本事業を行うにあたり、以下に記載する行為を行ってはならないものとします。

（1）公序良俗に反する行為

（2）銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の法令において禁止された商品等を取扱う行為

（3）運営会社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引行為

（4）ポイントを現金に換金もしくは引換えする行為

（5）社会通念上不適当と判断される取引行為またはその他運営会社が不適当と判断する取引行為

2　参加店は、以下に定める商品については、ポイント加算対象外にすることを厳守するものとします。

（1）金券類の販売

（2）プリペイドカードの購入、チャージ

（3）印紙、切手、その他換金性の高いもの

第５条（カードの種類および名称）

参加店は、次の各号に規定するカード（以下これらを総称して「京王ポイントカード」という。）を取扱うものとします。

（1）クレジット決済機能付の「京王パスポートカード」（以下「パスポートクレジットカード」という。）

（2）現金払い専用の「京王パスポート現金専用カード」（以下「パスポート現金カード」という。）

（3）運営会社が指定するスマートフォン向けアプリから発行可能な現金払い専用の「京王パスポートデジタルポイントカード」（以下「パスポートデジタルポイントカード」という。）

（4）パスポートクレジットカード若しくはパスポート現金カードを、運営会社が指定するスマートフォン向けアプリに表示させた画面（以下「京王ポイント画面」という。）

第６条（パスポート現金カードの発行）

1 参加店が申込者にパスポート現金カードを発行する場合は、運営会社所定の手続きに従って発行するものとします。

2 前項の場合、参加店は、運営会社所定のパスポート現金カード発行手数料を申込者から収受し、運営会社に対し支払うものとします。

3 運営会社は参加店のパスポート現金カード発行業務に対して、発行手数料と同額の受付代行手数料を参加店に対し支払うものとします。ただし、前項の発行手数料の収受をもって、運営会社が参加店に対する受付代行手数料の支払いをしたものとみなし、参加店および運営会社の相手方に対する発行手数料および受付代行手数料の支払債務は消滅するものとします。

第７条（クレジット決済端末のポイントアプリ導入）

1 参加店は、運営会社が指定したクレジット決済端末を購入等により設置した場合、所定の手続きにより、その端末に運営会社が提供するポイントアプリを搭載することができるものとします。

2 ポイントアプリを搭載したクレジット決済端末の操作やトラブルに関しては、参加店が所定の端末問合せ先または運営会社に問合せるものとし、問合せ内容に応じて、参加店または運営会社あるいは所定の端末問合せ先にて処置するものとします。

第８条（ポイントの加算等）

1 参加店は、次の各号に該当する会員の京王ポイントカードの利用があった場合、会員に対してポイントを加算するものとします。なお、「現金払い」には交通系電子マネーでの支払いを含むものとし、次の各号に定めた以外の金券類・電子マネー等での支払いをポイント加算対象とする場合、参加店は、運営会社所定の書面に必要事項を記入し、運営会社に申請するものとします。

（1）パスポートクレジットカード提示でのクレジット払い

（2）パスポートクレジットカード提示での現金払い

（3）パスポート現金カード提示での現金払い

（4）パスポートデジタルポイントカード提示での現金払い

（5）京王ポイント画面提示での現金払い

2 前項について、ポイントでの支払いがあった場合もポイント加算対象とします。

3 第 1 項第 1 号について、運営会社の提携クレジットカードブランドであるＶＩＳＡ、ＪＣＢ、Mastercard のいずれかまたは全てについてクレジット決済ができない場合は、ポイント加算は行わないものとします。

4 参加店は、次の各号に基づき、会員に対して加算するポイント数を算定するものとします。

（1）商品購入およびサービス等の利用の場合に、商品購入・サービス等の金額に対し、参加店が定めるポイント率を乗算する。

（2）前号による加算が困難な場合は、参加店の定める一定ポイント数の算定とする。

（3）前 2 号にかかわらず、参加店がキャンペーン等を行う場合、参加店は臨時のポイント率またはポイント数を定める。

5 前項各号に基づき算定したポイントを加算する場合、参加店は、運営会社所定の書面に必要事項を記入し、運営会社に申請するものとします。運営会社は、当該申請に基づき加算するポイント数等を設定します。

6 算定したポイントに小数点以下の端数ポイントがある場合は、切捨てとします。

7 参加店のポイント端末および第 7 条で定めるクレジット決済端末からポイント加算情報が運営会社のポイント管理サーバに記録された時点で、会員にポイントが加算されたものとします。

8 前項に基づき運営会社のポイント管理サーバに記録されたポイント加算のうち、毎月 1 日から末日までに記録されたものを当月分の精算対象とします。

9 参加店は、会員が参加店において京王ポイントカードを提示または利用した場合、運営会社が参加店からお客様番号、商品購入履歴その他のポイント加算に必要な情報等の個人関連情報の提供を受け、運営会社がこれを個人データとして取得することについて、会員からの同意を得ていることを認識するものとします。

10 参加店は、会員が参加店において京王ポイントカードを提示または利用した場合、運営会社が参加店からお客様番号、商品購入履歴その他のポイント加算に必要な情報等の個人関連情報の提供を受け、運営会社がこれを個人データとして取得することについて、当該個人関連情報を取得した提供元の参加店に次の各号についての記録の作成義務が生じますが、運営会社が代行して記録を作成するものとします。

（1）会員からの同意を得ていることを確認した旨およびその確認方法

参加店は、運営会社が会員からの同意を得ていることを、前項において確認したものとします。

（2）個人関連情報を提供した年月日

京王ポイントサービス参加店登録日以降

（3）提供先の名称および住所ならびにその代表者の氏名

〒151-0072
東京都渋谷区幡ヶ谷 1 丁目 2 番 2 号
株式会社京王パスポートクラブ
代表取締役　古屋　圭子

（4）個人関連情報の項目

お客様番号
商品購入履歴その他のポイント加算に必要な情報等

第９条（ポイントの利用・記録等）

1　会員がポイントを利用した場合、参加店は１ポイントにつき￥1.0 で換算した額の現金支払いがなされたものとして取扱うものとします。

2　参加店がポイント端末および第 7 条で定めるクレジット決済端末への計上を行うことにより、ポイント利用情報が運営会社のポイント管理サーバに記録された時点で、当該会員のポイント残高から支払に充当するポイントを引去るものとします。

3　前項に基づき運営会社のポイント管理サーバに記録されたポイント利用のうち、毎月 1 日から末日までに記録されたものを当月分の精算対象とします。

第 10 条（ポイント等の精算）

1　次の各号に規定するポイントの原資および運営会社に対する手数料等は、参加店の負担とします。

（1）参加店が会員に加算したポイント

（2）運営会社に対する手数料(京王ポイントサービス参加店申込書に定める手数料とする。)

（3）前２号にかかる消費税

2　会員が、参加店において利用したポイント相当額は、運営会社の負担とします。

3　前２項の精算は、毎月 1 日から末日までを算定期間とし、その期間に発生した参加店および運営会社間における負担額を精算するものとします。

4　運営会社は、前項に基づき算定した精算額に、第 16 条第 2 項に定める月額費用と合算した金額を請求書に記載し、参加店に請求するものとします。参加店は、当該請求額がプラスの場合、算定期間の翌月末日までに、運営会社の指定する金融機関口座に振込むものとします。なお、当該請求額がマイナスの場合、運営会社は、算定期間の翌月末日までに、当該請求額を参加店の指定する金融機関口座に振込むものとします。なお、振込手数料は振込元が負担するものとします。

第 11 条（ポイントの例外処理）

参加店が加算したポイント等の修正を希望する場合、参加店は、運営会社所定の書面に必要事項を記載し、運営会社に申請するものとします。ただし、次の各号に該当する場合、参加店は、加算したポイント等を会員了承のうえ、自ら次の各号の方法で修正および処理することができるものとします。

（1）参加店が買上金額を誤計上し、当該買上金額を取消処理ならびに正しく再計上する場合

（2）会員が買上品等を返品したことにより、ポイントの加算ならびにポイントの利用を取消処理する場合

（3）参加店がポイント利用を誤計上し、当該取引を取消処理ならびに正しく再計上する方法で修正する場合

（4）参加店がポイントの加算または利用を計上し忘れ、当該取引を計上処理する場合

第 12 条（ポイント端末の設置および管理責任)

1　参加店は、ポイント端末の設置方法について、運営会社と相談し、決定するものとします。なお設置にかかる通信回線等の準備、運用費用については参加店が負担するものとします。

2　ポイント端末の操作やトラブルに関しては、参加店が運営会社または所定の端末問合せ先に問合せるも

のとし、問合せ内容に応じて、参加店または運営会社あるいは所定の端末問合せ先にて処置するものとします。

3 参加店は、設置されたポイント端末を善良な管理者としての注意をもって運用、管理を行うものとします。

第 13 条（ポイント端末の報告）

1 参加店は、ポイント端末に故障、毀損、滅失その他の不具合が発生した場合には、速やかに運営会社および所定の端末問合せ先に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

2 参加店は、運営会社または所定の端末問合せ先からポイント端末の設置、稼働状況等に関する報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。

第 14 条（ポイント端末の修繕）

1 ポイント端末の故障、毀損、滅失その他の不具合が、参加店の故意または過失により生じた場合、参加店は自己の責任と費用負担において、当該ポイント端末を修繕し、運営会社の指定する期間内に本事業の取引を速やかに再開するものとします。

2 前項に定める故障、毀損、滅失その他の不具合について、修繕が不可能であると運営会社が判断した場合、参加店は運営会社から代替機を調達して速やかに本事業に係る取引を再開するとともに、運営会社が別途定める当該ポイント端末の代金相当額を負担するものとします。

3 参加店は、ポイント端末の全部または一部の使用停止に関しては、その停止理由に関わらず、営業上の逸失利益、補償料等事由名目の如何を問わず、運営会社に対し金品等一切の請求をしないものとします。

第 15 条（ポイント端末の撤去）

参加店は、退店・置換え等によりポイント端末を撤去する場合は、事前に運営会社に通知するものとします。

第 16 条（費用負担・支払方法）

1 参加店が本事業に参加するにあたり発生する月額費用は、京王ポイントサービス参加店申込書に定める条件に基づき、参加店が負担するものとします。

2 運営会社は、京王ポイントサービス参加店申込書に定める月額費用の当該月分の合計額と、第 10 条に基づく精算額とを合算した金額（消費税相当額を含む。）を、毎月末日締めで参加店に請求するものとします。支払方法および支払期日は、第 10 条第 4 項の定めによるものとします。

3 費用負担は、参加店がポイント加算を開始した月から発生するものとし、日割計算は行わないものとします。

4 端末数が増加した場合、参加店が当該端末をポイントの加算に供した日を含めた月から月額費用が発生するものとし、日割計算は行わないものとします。

5 端末数が減少した場合、日割計算は行わず、参加店は当該月の月額費用を運営会社に支払うものとします。

第 17 条（ポイント対象店標識の掲示）

1　参加店は、京王ポイントカード取扱店舗の見やすいところに運営会社の指定するポイント対象店標識を掲示するものとします。

2　参加店は、本事業の対象でなくなった場合、ポイント対象店標識を直ちに取り外すものとします。

第 18 条（契約の有効期間・解約）

1　第２条第３項に定める契約の有効期間は、京王ポイントサービス参加店登録日を起算日として１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに参加店または運営会社のいずれからも書面による更新しない旨の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以降も同様とします。

2　参加店および運営会社は、本規約に基づく契約を有効期間中に解約する場合、解約日の３ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより、当該契約を解約できるものとします。ただし、参加店が１年以上継続して本事業を行っていない場合、または、運営会社が参加店と相当期間にわたり連絡を取ることができない場合、運営会社は解約日の１ヶ月前までに参加店に書面で通知することにより当該契約を解約できるものとします。この場合において、参加店と連絡をとることができないときは、第２条第４項に定める最新の届出住所に書面を発送すれば、通常到達すべきときに通知が到達したものとみなします。

第 19 条（参加店の解除）

運営会社は、参加店が次の各号のいずれかに該当する場合には、通知および催告等の手続きを何ら要することなく、直ちに本事業への参加を解除することができるものとします。この場合、参加店は、運営会社に対する全債務の期限の利益を喪失するものとします。

（1）本規約に違反したとき、京王ポイントサービス参加店申込書の記載内容または申込者情報等の届出内容に虚偽があったとき、または取引上の信義に反する行為があったとき

（2）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき

（3）競売、差押え、仮差押え、仮処分の申立てを受けたとき、または強制執行、保全命令、保全執行の申請があったとき

（4）支払いを停止したときまたは手形・小切手を不渡りにしたとき

（5）監督官庁から、営業停止、免許または許可の取消、登録の抹消等の契約関係を存続することが困難となる重大な処分、またはこれに準ずる処分を受けたとき

（6）租税公課を滞納して督促または滞納処分を受けたとき

（7）資産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき

（8）その他前各号のいずれかに準ずる事由があったとき

第 20 条（契約終了後の処理）

1　本規約に基づく契約の有効期間が終了した場合、その理由の如何を問わず、参加店は、直ちに本事業を停止するものとします。

2　本規約に基づく契約が終了した場合であっても、契約終了時までになされた第８条、第９条、第１０条および第１１条の各規定については、その効力が存続するものとします。

3　参加店および運営会社は、本規約に基づく契約が終了した場合であっても、第１０条および第 １６条に従い、負担額を精算するものとします。

第 21 条（損害賠償）

参加店が本規約に違反し本事業を行った等、参加店の責めに帰すべき事由により運営会社が損害を被った場合には、参加店は運営会社に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。

第 22 条（届出事項の変更）

1　参加店が運営会社に届出た商号(屋号)・代表者・所在地・担当者等に変更が生じた場合、参加店は直ちに運営会社所定の手続きにより、運営会社に届出るものとします。

2　前項の届出がなく、運営会社からの通知・送付書類等が延着、または到着しなかった場合、参加店は、当該通知・送付書類等が通常到着すべきときに到着したとみなされることに異議を申し立てないものとします。

第 23 条（問合せ回答および調査協力）

1　参加店は、運営会社から寄せられる各種問い合わせに対して、速やかに回答するよう努めるものとします。

2　参加店は、運営会社が会員の京王ポイントカードの使用状況などの調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとします。

第 24 条（個人情報の保護）

1　参加店および参加店の従業員等は、本事業に参加するにあたり個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法ならびにその他関係法令・ガイドラインを遵守するものとします。

2　参加店および参加店の従業員等は、法令に基づく場合、または運営会社の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本事業により知り得た会員の個人情報ならびに個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の管理・保管に万全を期すとともに、個人情報等を本事業の目的以外に使用しないものとし、また、第三者に提供、開示、または漏えいしてはならないものとします。

3　参加店および参加店の従業員等は、個人情報等を、運営会社の書面による事前の承諾を得ることなく、本事業の目的以外で、加工、利用、複写または複製をしてはならないものとします。

4　参加店および参加店の従業員等は、個人情報等を漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」という。）の防止のために、必要かつ適切な措置を講じるものとします。

5　参加店および参加店の従業員等は、漏えい等の発生を認識し、漏えい等の事故が発生し、またはその可能性が高いと判断した場合、直ちに運営会社に報告するとともに、運営会社の指示のもと漏えい等の拡大または再発を防止するために必要な措置を講じるものとします。

6　参加店は、自己の責に帰すべき事由により漏えい等が発生し、運営会社が損害を被った場合、運営会社は参加店に対して、その賠償を請求することができるものとします。なお、本項の規定は、第 21 条の損害賠償の請求を妨げるものではありません。

7　参加店および参加店の従業員等は、前６項の義務に関して、本規約終了後および解除後も遵守するものとし、参加店は、参加店の従業員等が退職後または雇用期間終了後においても、前６項の義務を

遵守させるものとします。

8 理由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した場合においても、本条の規定は効力を失わず有効に存続します。

第 25 条（会員情報の利用）

1 参加店は、参加店の顧客調査、分析、販売促進に活用する目的で、会員の情報を利用（以下「会員情報の利用」という。）することができるものとします。

2 会員情報の利用とは以下のことをいいます。

（1）参加店の依頼に基づき、運営会社が会員の情報をもとにダイレクトメール（以下「ＤＭ」という。）用の宛先ラベルを作成し、当該会員にＤＭを送付すること。

（2）参加店の依頼に基づき、運営会社が会員の情報をもとに行う分析結果を参加店に報告すること。なお、前号のＤＭによる販促効果の結果報告もこれに含みます。

3 前項に定める会員情報の利用において、運営会社は参加店に対し宛名ラベルの作成および分析等のデータとなる会員の情報（会員の氏名、住所、電話番号、生年月日等）の開示は行わないものとします。

4 参加店は、会員に対してＤＭ送付ならびに会員の情報を用いた分析を希望する場合は、運営会社が指定する手続きにより申請します。具体的な手続き、実施可能な分析内容、条件、費用等は、運営会社が別途定める「京王パスポートカード会員向け　ＤＭ発送の手引き」または、「京王パスポートカード会員向け　ＤＭ発送・分析の手引き」の最新版に記載する事項に準ずるものとします。

5 参加店は、前項により提供された分析結果を、専ら参加店の営業活動のために利用することができるものとし、事前に運営会社の承諾を得ることなく参加店の取引先、およびその他の第三者に提供・公表等をしないものとします。

6 参加店は、実施したＤＭ送付について、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。なお、第３項の規定に関わらず、紛議を処理する必要上やむを得ない場合は、運営会社は参加店に対し会員の情報を当該会員の同意を得たうえで、必要最小限の範囲で開示する場合があります。

7 運営会社は、ＤＭ送付につき、郵便事情による配送遅延、送付対象者の転居および登録不備等による未達に対して一切の責を負わないものとします。

8 運営会社は、参加店の依頼に基づく分析を善良なる管理者の細心の注意を以て実施しますが、当該分析結果には、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しないものとします。

9 運営会社は、前項に従って正常に当該分析結果を参加店に報告している限り、参加店が当該分析結果を利用したことにより、または当該分析結果を利用できなかったことにより、そのために生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

10 運営会社は、参加店が会員情報の利用の申請をした場合でも、運営会社の判断により実施を断る場合があります。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1　参加店は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号に定める事項について確約するものとします。

（1）参加店およびその親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員（代表者、取締役または実質的に経営を支配する者）、従業員等が反社会的勢力に該当しないこと

（2）参加店は自ら、または第三者を利用して次の行為をしないこと

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

（3）参加店は反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ名目の如何を問わず資金提供等の協力・関与を行わないこと

（4）参加店は取引先調査等を行うことで、業務委託先等として反社会的勢力を利用しないよう最大限努めること

2　参加店は、前項各号については、将来にわたって確約するものとします。

3　運営会社は、参加店が本条の確約に反すると具体的に疑われる場合には、参加店に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた参加店は合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

4　運営会社は、参加店が本条の確約に反していたとき、または将来違反する事態になったと合理的に判断したときは、何ら通知、催告なく本事業への参加を解除することができるものとします。これらの場合、参加店は自己の違反より、運営会社から本事業への参加を解除されることに異議を申し立てないこと、および双方協議のうえ相当因果関係のある範囲で、運営会社は参加店に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。なお、本項の規定は、第 １９条の解除権の行使ならびに第 ２１条の損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第 27 条（地位の移転の禁止）

参加店は本規約に基づく地位、権利、義務を第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。

第 28 条（債務不履行時の精算取扱い）

参加店および運営会社は、相手方が第 10 条第４項および第 16 条に定める当該負担額を期日までに支払わなかった場合、参加店および運営会社の協議のうえ直ちに双方が指定する方法により負担額を支払うものとします。なお、運営会社は参加店の債務不履行が解消されるまで、以後負担額がマイナスの場合、参加店への精算額の支払いを保留、または債務不履行分へ差し引くことができるものとします。また、この場合、運営会社は参加店による会員へのポイント加算および引き去りを停止することができ、参加店は停止に対し運営会社に異議を申し立てないものとします。

第 29 条（遅延損害金）

参加店が本規約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日日割計算、ただし、うるう年の場合は年 366 日として計算）の割合による遅延損害金を運営会社に支払うものとします。

第 30 条（秘密保持）

1 参加店は、本事業に関連して知り得た情報、その他運営会社の機密に属すべき一切の事項かつ運営会社から開示の際に秘密である旨を明示した技術上または営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、運営会社の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏えいしてはならず、本規約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、参加店は、自己または関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士または税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、前項と同様の義務を負わせることを条件に、参加店の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。

また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、当該要請があった旨を遅滞なく運営会社に書面にて通知を行った場合には、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。

3 第 1 項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報の対象外とします。

（1）開示の時、既に公知であった情報または既に参加店が保有していた情報

（2）開示後、参加店の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

（3）開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

（4）参加店が開示を受けた情報によらずに独自に開発・取得した情報

（5）運営会社が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した運営会社の情報

4 本条の定めは、本規約に基づく契約が終了後も有効とします。

第 31 条（規約の変更・承認）

1 運営会社が本規約の内容を変更する場合は、運営会社ホームページで公表するものとします。

2 前項の公表後、参加店が会員にポイントの加算、またはポイントの利用を受け入れた場合は、参加店において本規約の変更を承認したとみなすものとします。

第 32 条（協議事項）

1 通信、運搬手段の障害およびその他の事故により、本規約に定める方法による業務遂行が困難な場合には、参加店および運営会社の協議のうえ、適切な対応方法を決定するものとします。

2 天災その他参加店および運営会社の責に帰することのできない不可抗力の事由により、本規約どおりに履行できない場合には、参加店および運営会社の協議のうえ、適切な対応方法を決定するものとします。

3 本規約に定めのない事項や、本規約の解釈に疑義が生じたときは、参加店および運営会社の協議のうえ、適切な対応方法を決定するものとします。

第 33 条（会員との紛議）

1　参加店は、会員の京王ポイントカード利用により、会員との間で本事業について紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。

2　参加店は、運営会社に対し、運営会社の求めに応じて、当該紛議について会員との取引状況および発生要因について報告するものとします。

3　理由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した場合においても、本条の規定は効力を失わず、なお効力を有するものとします。

第 34 条（合意管轄・準拠法）

本規約について、紛議が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とし、日本国内法に基づき処理されるものとします。

2026 年 9 月 30 日制定